

# 信用保証トピックス② (平成29年10月)

## 事業承継保証「リレー」を改正

### ～対象者を拡充し、事業承継に係る更に多様な資金需要に対応～

経営者の高齢化が進む中、事業承継への対策が社会的な課題となっています。

当協会では、平成28年11月1日に事業承継保証「リレー」を創設し、取扱いを開始しています。

これにつきまして、事業承継に係る更に多様な資金需要に対応し、より一層、中小企業・小規模事業者における円滑な事業承継に寄与するため、平成29年11月1日より対象者を拡充し、名称を「事業承継・M&A保証「リレー」」に変更します。

#### 1. 対象者の拡充

平成29年11月1日から、新たに以下の方々を対象とし、更にご利用いただきやすくなります。

- (1) **発行済議決権株式取得による事業承継(M&A)を行う中小企業・小規模事業者**
- (2) **「事業承継後」の中小企業・小規模事業者**

※現行では、「事業承継前の中小企業・小規模事業者」が対象。

#### 2. 事業承継・M&A保証「リレー」の概要

対象となる方	<b>対象者①</b> 事業承継計画を策定している又は事業承継後の中小企業・小規模事業者 <b>対象者②</b> 被事業承継会社から発行済議決権株式取得によるM&Aでの事業承継計画を策定している中小企業・小規模事業者 <b>対象者③</b> 事業承継のために設立した持株会社（純粋持株会社、事業持株会社）
資金使途	<b>対象者①</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業用財産取得資金（申込人以外が所有する事業用財産）</li><li>・ 役員退職金支払資金</li><li>・ 自己株式の取得資金（申込人以外が所有する自己株式）</li><li>・ その他協会が認める事業承継に必要な資金</li></ul> <b>対象者②</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 株式会社である被事業承継者の発行済議決権株式総数の3分の2以上を一括取得する資金</li><li>・ 有限会社である被事業承継者の発行済議決権株式総数の4分の3以上を一括取得する資金</li></ul> <b>対象者③</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 被後継者（現経営者）が保有する事業会社の発行済議決権株式総数の3分の2以上を一括取得する資金</li><li>・ 事業会社の代表者が所有する事業用不動産の取得資金</li></ul>
保証限度額	2億8,000万円 ※一般の普通保険2億円および無担保保険8,000万円の範囲内
保証期間	20年以内（うち据置期間2年以内）
保証料率	通常のリスク考慮型保証料率（9区分）から平均20%割引
改正日	平成29年11月1日

